

令和5年1月25日開催

## 新庄市農業委員会第32回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄農業委員会総会（令和5年1月）議事録

1. 開催日時                    令和5年1月25日（水）午後3時30分
2. 開催場所                    新庄市民プラザ
3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
8番 五十嵐 成生	9番 佐藤 啓右
10番 齋藤 謙二	11番 指村 貞芳
12番 三原 康志	13番 高山 光弥
14番 森 良一	15番 星川 吉和
16番 下山 秀一	17番 星川 秀男
18番 佐藤 喜代志	19番 早坂 浩樹
4. 欠席した委員（1名）

7番 星川 豊
---------
5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 115 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 116 号 農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について  
日程第 4 議案第 117 号 農地法第5条の規定による許可の取り消しについて  
日程第 5 議案第 118 号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 119 号 農用地利用集積計画について  
日程第 7 報告第 91 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
日程第 8 報告第 92 号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第 9 報告第 93 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について  
日程第 10 報告第 94 号 令和4年度遊休農地調査結果について

#### 6. 出席した事務局職員

事務局長 横山 浩 総務主査 鏡 彰広  
主 任 庭崎 佳子

#### 7. 総会議長

浅沼 玲子

#### 8. 会議の概要

##### ○議長

それでは、これより令和4年度新庄市農業委員会第32回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

##### ○事務局長

現在の出席委員は18名です。欠席通告者は、7番星川豊委員の1名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本第32回総会が成立していることをご報告申し上げます。それでは会長に議長をお願いいたします。

##### ○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

##### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に5番田宮成彦委員と16番下山秀一委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと庭崎佳子さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第115号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第115号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区5件、稲舟地区3件、萩野地区3件、八向地区2件、計13件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区1番と2番が関連しておりますので、同時に報告します。新庄地区1番と2番につきまして、1月19日に調査確認いたしました。譲渡人と譲受人の農地が入り組んでおり、交換した方がお互いに耕作しやすいとの話になり、交換することになりました。新庄地区2番の譲受人が新庄地区1番の譲渡人の息子になっているのは、新庄地区1番の譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、新たに農地を取得できないためです。双方合意しており問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

新庄地区1番、2番の報告がありましたので、続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区3番につきまして、1月21日に調査確認いたしました。この農地は以前より譲受人が耕作していた農地で、基盤整備をするにあたり譲渡人より買ってほしいとの要望があり、売買契約となりました。価格についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区4番につきまして、1月19日に調査確認いたしました。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区5番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。12月の案件で売買された農地の隣の農地であり、価格についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、1月22日に調査確認いたしました。貸人が体調を崩したため近所の借人に相談し、契約となりました。反別が小さいため賃借料が少々安価ですが、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区2番につきまして、1月22日に調査確認いたしました。稲舟地区1番の貸人が耕作していた農地であり、稲舟地区1番と同様に借人をお願いしたいとのことでした。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区3番につきまして、1月20日に調査確認いたしました。農地法第18条6項関連であり、この農地で譲受人が10年以上耕作しており、譲渡人より賃借ではなく購入してほしいとの要望があり売買となりました。価格についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区1番につきまして、1月22日に調査確認いたしました。以前より譲受人がこの農地を耕作しており、今回売買となりました。現在減反のため牧草を植えており、変形地ということもあり、価格が少々安価ではありますが、価格についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区2番につきまして、1月22日に調査確認いたしました。貸人の息子と借人が同級生とのこともあり、改良区費だけでどうかと話がまとまったとのこと。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○6番

萩野地区3番につきまして、1月19日に調査確認いたしました。貸人は借人の経営する会社の従業員でありまして、借人は貸人の協力を得ながら野菜を栽培したいとのこと。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、1月19日に調査確認いたしました。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区2番につきまして、1月21日に調査確認いたしました。貸人より昨年の春に

現在の耕作者が今年で耕作を辞めるとの相談を受け、令和5年度以降の耕作者を探していたところ借人との合意に至ったとのこと。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第115号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第115号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第116号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第116号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区1番につきまして、1月19日に調査確認しました。変更事由は事務局による

詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第116号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第116号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第117号農地法第5条の規定による許可の取り消しについてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第117号農地法第5条の規定による許可の取り消しについて、新庄地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

新庄地区1番につきまして、1月19日に調査確認しました。この案件は第29回総会議案第100号、議案第102号で承認された案件であり、取り消し事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第117号農地法第5条の規定による許可の取り消しについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第117号農地法第5条の規定による許可の取り消しについては、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第118号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第118号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、稲舟地区1件、計2件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

新庄地区1番につきまして、1月19日に調査確認しました。議案第117号の取り消しを受けての許可申請であり、問題ないと判断しましたので、宜しくお願ひします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。



○4番

稲舟地区1番につきまして、12月10日、1月19日に調査確認いたしました。また、11月9日に譲受人の会社の方の現場立会いの下、詳細説明を受けました。譲渡人3名とも合意しており、事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第118号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第118号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第119号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、五十嵐成生委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休暇します。

(五十嵐成生委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第119号農用地利用集積計画について、新庄地区2件、稲舟地区4件、萩野地区1件、八向地区2件、計9件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった所有権移転1件、賃借権設定新規4件、再設定4件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第119号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第119号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(五十嵐成生委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは報告案件に入ります。

日程第7、報告第91号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第91号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、稲舟地区1件、萩野地区2件、八向地区2件、計5件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第91号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第91号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第92号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第92号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1件、稲舟地区4件、萩野地区3件、八向地区1件、計9件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第92号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第92号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第93号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第93号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、八向地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第93号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」というものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第93号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決、承認されました。

○議長

次に日程第10、報告第94号令和4年度遊休農地調査結果について上程します。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第94号令和4年度遊休農地調査結果について、議案書に基づきご報告いたします。  
(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第94号令和4年度遊休農地調査結果について、質疑ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第94号令和4年度遊休農地調査結果については原案の通り可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第32回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和5年1月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 田 宮 成 彦

議事録署名委員 下 山 秀 一